

下請代金支払遅延等防止法（下請法）クイズ

問 題

次の行為は、それぞれ下請法上、問題となるのでしょうか。

下請代金の支払を銀行振込みで行う際、発注時に取り決めた支払日が金融機関の休業日であったため、下請事業者と事前に合意・書面化したとおり、翌営業日に下請代金を支払った。

物品の製造を委託している親事業者が、下請事業者に対し、物品の検査を口頭により委任しているが、受領後、物品に下請事業者の責任による不良品が発見されたため返品を行った。

広告業を営む親事業者が、自社が企画したイベントのチケットの販売促進を図るため、販売目標を定め、購買・外注担当者等の下請取引に影響を及ぼすこととなる者から、下請事業者に対し、任意によりイベントチケットを購入するよう要請した。

【解答・解説】

下請代金を銀行振込みにより支払う際、支払日が金融機関の休業日だった場合には、下請事業者と事前に合意・書面化を行っていれば、受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても下請法上の問題とはなりません。

なお、下請事業者と事前に合意・書面化していない、又は、金融機関の休業日による順延期間が2日間を超える場合、「下請代金の支払遅延の禁止」（第4条第1項第2号）に違反することとなります。

製造委託をした物品を下請事業者から受領する際、受入検査を自社で行わずに下請事業者に対して、口頭で委任する場合、物品の受領後に下請事業者の責任による不良品が発見されたとして下請事業者に返品する行為は、「返品の禁止」（第4条第1項第4号）に違反することとなります。

親事業者が、自社が指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に購入させたり、サービス等を強制的に利用させて対価を支払わせる行為は、「購入・利用強制の禁止」（第4条第1項第6号）に違反することとなります。

今回のケースの場合、親事業者が購買・外注担当者等の下請取引に影響を及ぼす者を通じて要請することは、下請事業者が今後の取引を懸念し、事実上、購入・利用を余儀なくさせることとなるので、購入・利用強制として問題となるおそれがあります。

【下請法の相談はこちらに】

公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課

（電話 092-431-6032 <http://www.jftc.go.jp/>）